

高萩・北茨城広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和元年10月9日

規則第22号

（趣旨）

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第18号）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、北茨城市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年北茨城市規則第1号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。